

清須市自転車等駐車対策協議会について

清須市自転車等の放置の防止に関する条例【抜粋】

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、市民の良好な生活環境、街の美観、通行機能及び歩行者の安全保持を図ることを目的とする。

(自転車等駐車対策協議会)

第16条 自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、清須市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の代表者、鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者
- (3) 西枇杷島警察署の署員
- (4) 経済団体の役員又は職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 関係団体の役員又は職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

清須市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則【抜粋】

(趣旨)

第1条 この規則は、清須市自転車等の放置の防止に関する条例（平成17年清須市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(協議会の会長及び副会長)

第11条 条例第16条の規定による清須市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議においては、会長が会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。